

## 第3部 災害復興計画

### 第1章 復興の基本的考え方

#### 1 復興の基本的考え方

市に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

さらに、我が国の首都の一角として、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。

#### 【復興の基本的な考え方】

項 目	内 容
生活復興 ・住宅復興 ・くらしの復興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活復興の目標                第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。                心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実のもとで、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。</li> <li>2 生活復興の推進                個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。                自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</li> <li>3 分野別の復興プロセス                被災者が新しいくらしのスタイルを構築し生活の安定を取り戻すため、都市復興とあわせて住宅復興・くらしの復興の分野別に復興を進める。</li> </ol>
都市復興 ・都市の復興 ・産業の復興	<p>人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた調布市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に大きな被害を受けた地域のみならず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</li> <li>・ 復興の整備水準は、窮状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。</li> <li>・ 市、市民、企業、都、国等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。</li> </ul>

## 2 調布市における震災復興

市民が1日も早く震災前のくらしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが必要である。

東京都では、平成15年3月に、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、「東京都震災復興マニュアル」を策定した。

市においても速やかな復興対策を行うため、東京都のマニュアルの内容を踏まえて、都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な市職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための震災復興本部の設置など組織体制、財政運営方針などの検討を行い、市のマニュアル及び市街地復興整備条例の制定を検討していく。

## 第2章 復興本部

### 1 復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が市の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画※を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

※震災復興計画：震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに市民生活の再建及び安定を図るため策定する計画

### 2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

### 3 復興本部の組織及び業務

復興本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）及び本部員（各部の部長及び部長相当職、各局長）で構成する。また、震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。

なお、震災復興に係る消防に関する意見等を求めるため、調布消防署長を本部員として指名するものとする。

本部員は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することなどを行う。

### 4 復興本部における事務分掌

市では、復興を円滑に進めるために、復興にかかる事務分掌を定める必要がある。復興における事務分掌は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に復興事業を推進していく体制とし、基本的に平常時の事務分掌に即した体制とする。

### 5 復興本部統括室の設置

市長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、復興本部に復興本部統括室を置くことができる。

### 6 復興本部統括室の分掌事務及び役割

ア 復興本部統括室は、震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、都、その他の地方公共団体等との連絡調整を行う。

イ 復興本部統括室は、用地の利用調整など震災復興事業の推進に当たって必要となる重要事項についての全庁的な調整を行う。

- ウ 復興本部統括室は、個別計画等の策定自体を直接行うものではなく、これらを総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。
- エ 復興本部統括室の長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整するという職務を有するものであるため、その範囲内で各部の事務を総括する。

## 第3章 震災復興計画の策定

市長は、地震発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針を策定するとともに、被災後6箇月を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

復興に係る方針や計画を定めるに当たっては、以下の点に留意して行う。

- ア 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。
- イ 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が必要であり、平常時から地域組織がある場合はそれが母体となり、それがいない場合には新たな組織づくりが必要になる。
- ウ 復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

### 1 震災復興基本方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

- 震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。
  - ・くらしのいち早い再建と安定
  - ・安全で快適な生活環境づくり
  - ・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
  - ・我が国の政治や経済の中核機能の速やかな回復

### 2 震災復興計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

- 復興計画の策定手続
  - ・市長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
  - ・市長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6箇月を目途に、復興計画を策定し公表する。

【震災復興計画の策定スケジュール（想定）】

	調 布 市	参考：東京都
発災	調布市災害対策本部の設置	災害対策本部の設置
1週間後まで	調布市震災復興本部の設置	復興本部の設置
2週間後まで	調布市震災復興基本方針の決定	復興基本方針の決定 震災復興検討会議の招集（復興計画の理念等の検討依頼）
1箇月後まで	震災復興総合計画の策定方針を各部に通知 各部に復興計画素案の作成依頼	検討会議による提言（復興総合計画理念等決定） 計画の策定方針を各部に通知 各部に原案作成依頼
4箇月後まで	各部から復興計画素案提出 財政計画の調整 都との調整	各部から原案提出 財政計画の調整 都復興計画との調整
5箇月後まで	復興政策調整会議において震災復興総合計画原案調整，作成案の公表予告，案の公表	復興総合計画原案作成 被災地域住民等全市民へ提示 意見集約
6箇月後まで	市民意見の聴取，意見等の公表	特定分野計画との調整（特定分野計画の進捗状況とあわせて随時）
6箇月後	震災復興本部会議で調布市震災復興総合計画を決定後，公表	復興総合計画策定・公表

### 3 特定分野計画の策定

生活復興，都市復興等，その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については，総合的な復興計画の策定と並行して，個別の復興計画を策定する。

#### (1) 生活復興

##### ア 住宅復興

市は，住宅復興のための施策として，自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」，「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により，まちづくりと連携しながら，震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに，できるだけ多様な住宅対策を講じる。

##### イ 暮らしの復興

市は，暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉，学校教育，文化・社会教育，消費生活に関する支援策を講じる。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに，これらの市民団体等との連携のもと，生活基盤・環境を創造的に形成していく。

#### (2) 都市復興

##### ア 都市の復興

市及び都は，被害の状況を把握し，復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や，復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成，無秩序な建築の制限を行う建築制限，復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり

計画」の作成等を行う。

これらの計画に基づき、地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

なお、都市復興に当たっては、東京都が被災状況に応じて策定予定の「都市復興基本計画」を踏まえて計画を策定する。

#### イ 産業の復興

市は、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、市の産業振興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

第3部 災害復興計画  
第3章 震災復興計画の策定